

議案第 27 号

橋本市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市文化センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第21号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前																		
<p>(使用料) 第9条 施設の使用料は、別表第1及び別表第2に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2 利用者は、次の各号に該当するときは、前項に規定する使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならない。</p> <p>(1) 冷房実施期間(6月1日から9月15日まで)及び暖房実施期間(12月1日から3月31日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合がある。) 5割</p> <p>(2) 市外居住者が利用する場合 5割</p>	<p>(使用料) 第9条 施設の使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p>																		
<p>3 略</p> <p>別表第1(第5条、第9条関係) 文化センター使用料</p> <table border="1" data-bbox="1149 1209 1300 2060"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>700円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>500円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	大会議室	700円	1,000円	小会議室	500円	700円	<p>2 略</p> <p>別表第1(第5条、第9条関係) 文化センター使用料</p> <table border="1" data-bbox="1141 235 1292 1097"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>730円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 冷房実施期間中は、使用料の5割相当額を加算する。</p>	施設名	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	大会議室	730円	1,050円	小会議室	520円	730円
施設名	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																	
大会議室	700円	1,000円																	
小会議室	500円	700円																	
施設名	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																	
大会議室	730円	1,050円																	
小会議室	520円	730円																	

2 冷暖房実施期間は、次の期間を原則とする。ただし、その年の気象状況によって変更する場合がある。

冷房 6月1日から9月15日まで
暖房 12月1日から3月31日まで

3 市外居住者が利用するときは、使用料の5割相当額を加算する。

別表第2(第5条、第9条関係)
文化センター附属施設使用料

利用区分	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
施設名 橋本市岸上文化センター運動場	1,000円	1,000円

別表第2(第5条、第9条関係)
文化センター附属施設使用料

利用区分	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
施設名 橋本市岸上文化センター運動場	1,050円	1,050円

備考 市外居住者が利用するときは、使用料の5割相当額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市文化センター設置及び管理条例に規定する施設の使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。